ハ　次に掲げる土地に存する標柱十一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱十一号と十三号を昭和四十五年建設省告示第千三十四号で指定した同号八十五に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

新潟県上越市名立区平谷
字平畑　二一五七番二　十一号
二一五九番一　十二号及び十三号

ニ　次に掲げる土地に存する標柱十四号から十七号までを順次結んだ線及び標柱十四号と十七号を昭和四十五年建設省告示第千三十四号で指定した同号八十五に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

新潟県上越市名立区平谷
字平畑　二一六〇番一　十四号から十六号まで

新潟県上越市名立区折戸
字大久保　一三〇五番二　十八号及び十九号

一三〇三番　二十号及び二十一号

一三〇二番二　二十二号

ヘ　次に掲げる土地に存する標柱二十三号から三十四号までを順次結んだ線及び標柱二十三号と三十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域

新潟県上越市名立区平谷
字平畑　二一七五番　二十三号
二一七七番　二十四号
字大久保　二一九二番　二十五号
二一九四番　二十六号
二一八一番　二十七号
二一九六番三　二十八号
二一九七番一　二十九号
二一九三番一　三十号

新潟県上越市名立区折戸
一三〇一番　三十一号
字大久保　一三七八番　三十二号及び三十三号
一三七三番　三十四号
一三四九番

○国土交通省告示第千百八十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年十二月十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　(一)　砂防法第二条の土地の表示
堂村北谷
(二)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
次に掲げる土地に存する標柱一号から十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域
大阪府河内長野市滝畑
四八三番三　一号及び十八号
四八四番一　十四号から十七号まで
四九〇番　十号から十三号まで
四九一番一　二号から九号まで

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
津田川第一支渓
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域
大阪府岸和田市塔原町
七四〇番四　一号
七四〇番五　二号から五号まで
七四一番三　六号
七四一番一　七号、八号及び十一号から十三号まで
七四二番二　九号及び十号
七四一番二　十四号

○国土交通省告示第千百八十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年十二月十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
橋角谷
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域
岐阜県揖斐郡揖斐川町谷汲名礼
字橋角　一二五三番一七　一号
一二六五番八四　二号
一二五二番　三号及び四号
一二五一番　五号から八号まで
一二五〇番二　九号及び十号
一二四八番一　十一号及び十二号
一二五三番一八　十三号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
大洞谷
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和三十四年建設省告示第二千四百六十一号で指定した土地の区域を除く。）
岐阜県郡上市八幡町西乙原
字大洞　二二七三番二　一号
二二七三番一　二号
二二七七番二　三号
二二七九番一　四号及び五号
二三〇二番三　六号
二三〇三番四　八号から十一号まで
二三〇三番五　十二号

三　(一)　字黒木尾　二三一二番一　七号
砂防法第二条の土地に係る河川の名称
ゼンジ洞
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域
岐阜県郡上市大和町島
字下坂　六二九三番一〇　一号
六二九五番一　二号
六三〇二番一　三号及び四号
六三〇三番二　五号
六三〇三番七　六号

四　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
川向谷
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域
岐阜県加茂郡東白川村神土
字上向　七四八番一　一号から三号まで
七四八番五　四号及び五号
七五九番一　六号
七五九番三　七号及び八号

五　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
洞田川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域
岐阜県瑞浪市釜戸町
字岩倉　一〇一六番一　一号及び二号
一〇一七番一　三号及び四号
一〇一九番　五号及び六号
一〇二七番一　七号から九号まで
一〇二八番一　十号から十二号まで
字城山　一〇七〇番七四　十三号
一〇七〇番九一　十四号及び十五号
字大仙奈　一〇一四番二　十六号

○国土交通省告示第千百九十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次に掲げる土地の指定を解除する。

平成二十五年十二月十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　明治三十一年内務省告示第八十七号で指定した土地のうち、次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域
岐阜県揖斐郡揖斐川町東津汲
字小寺　八〇〇番二　一号
八一六番二　二号
八二二番　三号
八二五番一　四号
八七七番二　七号
八三七番四　八号
八〇三番二　九号
八〇二番三　十号
字岡山　八九五番一　五号
八九七番　六号